3　共済事業実施組合又は共済代理店は、法第十五条の五第一項の規定により共済契約の内容その他共済契約者等（同項に規定する共済契約者等をいう。以下同じ。）の参考となるべき情報の提供を行う場合には、共済契約者及び被共済者に対し、次に掲げる方法により行うものとする。

一　共済契約の内容その他共済契約に関する情報のうち次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う説明（書面に記載すべき事項が電磁的記録に記録されている場合は、当該記録された事項を電子計算機の映像面へ表示したものを用いて行う説明を含む。以下この項において同じ。）及び次に掲げる事項を記載した書面の交付

イ　商品の仕組み

ロ　共済給付に関する事項（共済金等の主な支払事由及び共済金等が支払われない主な場合に関する事項を含む。）

ハ　付加することのできる主な特約に関する事項

ニ　共済期間に関する事項

ホ　共済金額その他の共済契約の引受けに係る条件

ヘ　共済掛金に関する事項

ト　共済掛金の払込みに関する事項

チ　契約者割戻しに関する事項

リ　共済契約の解約及び解約による返戻金に関する事項

ヌ　共済契約の申込みの撤回等（法第十五条の四第一項に規定する申込みの撤回等をいう。）に関する事項

ル　共済契約者又は被共済者が行うべき告知に関する事項

ヲ　共済責任の開始時期に関する事項

ワ　共済掛金の払込猶予期間に関する事項

カ　共済契約の失効及び失効後の復活に関する事項

ヨ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項

(1)　指定共済事業等紛争解決機関（法第百二十一条第一項に規定する指定共済事業等紛争解決機関をいう。以下同じ。）が存在する場合　共済契約を締結する組合が法の規定により自己の共済事業等（法第百十八条第五項第三号に規定する共済事業等をいう。以下同じ。）に係る手続実施基本契約（法第百十八条第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定共済事業等紛争解決機関の商号又は名称

(2)　指定共済事業等紛争解決機関が存在しない場合　共済契約を締結する組合が法の規定により講ずる自己の共済事業等に関する苦情処理措置（法第十五条の十五第二項第一号に規定する苦情処理措置をいう。以下同じ。）及び紛争解決措置（同項第二号に規定する紛争解決措置をいう。以下同じ。）の内容

タ　イからヨまでに掲げる事項のほか、共済契約者又は被共済者が商品の内容を理解するために必要な事項及び共済契約者又は被共済者の注意を喚起すべき事項として共済契約者又は被共済者の参考となるべき事項のうち、特に説明がされるべき事項

二　共済契約の締結、共済契約の締結の代理若しくは媒介又は自らが締結した若しくは締結の代理若しくは媒介を行った団体共済に係る共済契約に加入することを勧誘する行為その他の当該共済契約に加入させるための行為（当該団体共済に係る共済契約の締結の代理又は媒介を行った者以外の者が行う当該団体共済に係る共済契約に加入させるための行為を含み、当